

・ 継続的に発展していくしくみ・体制

1. その概念

ここでは、

継続的発展のしくみを定めます

しくみとしては、大きく以下の2つを定めます。

1

「計画・設計」「実施」、「これら計画と実施の内容及びプロセスの評価」と、それを踏まえた「改善」により、継続的にユニバーサルデザイン化を推進していくしくみ

2

多様な市民の参画・意見の取り入れと、相互交流のしくみ

さらに、上記のしくみを動かすための体制づくりを定めます。（ 参照）

【委員から出された意見】

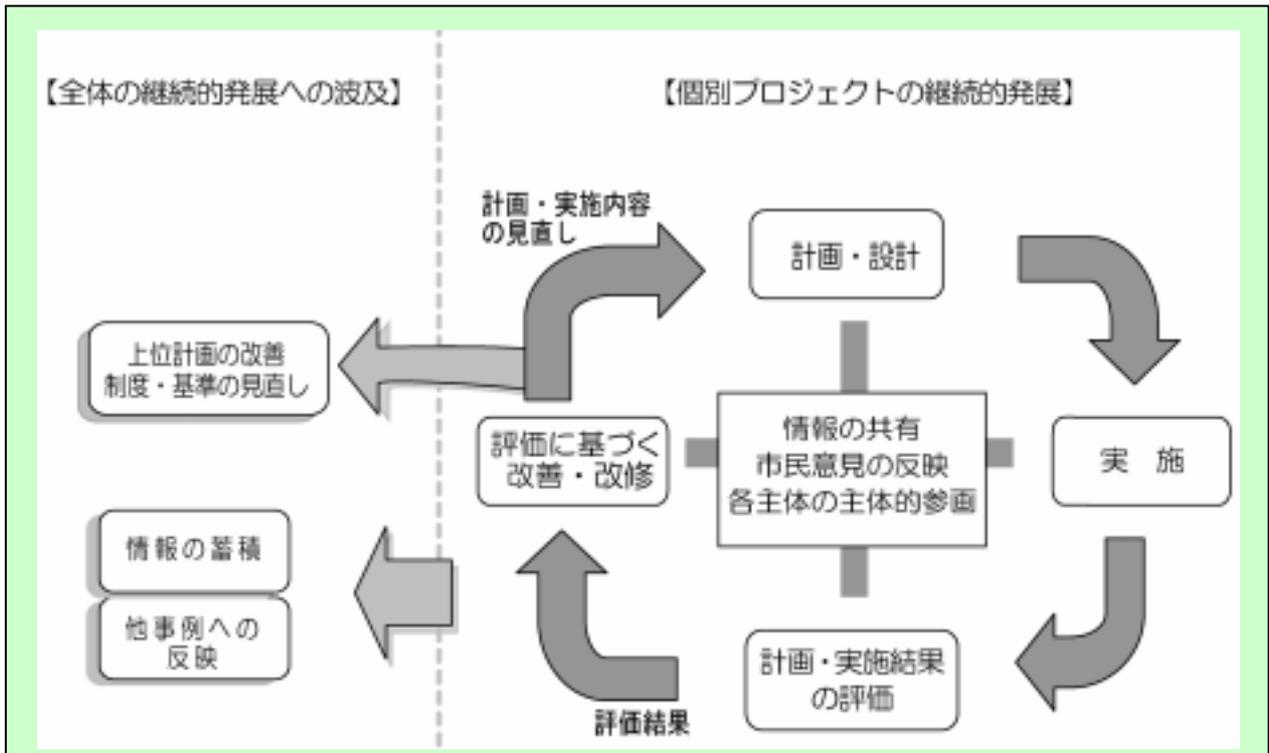
- ・「計画・設計」「実施」、そして、「計画と実施の内容及びプロセスへの評価」とそれを踏まえた「改善」により、継続的にユニバーサルデザイン化を推進していくしくみが必要だ。
- ・個別プロジェクトにおける上記の過程で得られた情報・知見を他のプロジェクトに反映させたり、制度・基準そのものの見直しに反映させていくことで、全体も継続的に発展していく流れをつくる必要がある。

【委員意見を受けた、継続的なしくみの概念】

- ・「計画・設計」「実施」、そして、「計画と実施の内容及びプロセスへの評価」とそれらを踏まえた「改善」により、継続的にユニバーサルデザイン化を推進していくしくみを位置づけます。委員会で検討された概念は、右記の通りです。
- ・また、指摘のとおり、個別プロジェクトの発展に留まらず、個別プロジェクトから得られた情報・知見を他のプロジェクトや制度・基準そのものの見直しに反映させていくことで、全体も発展する流れをつくります。

継続的に発展していくしくみの概念

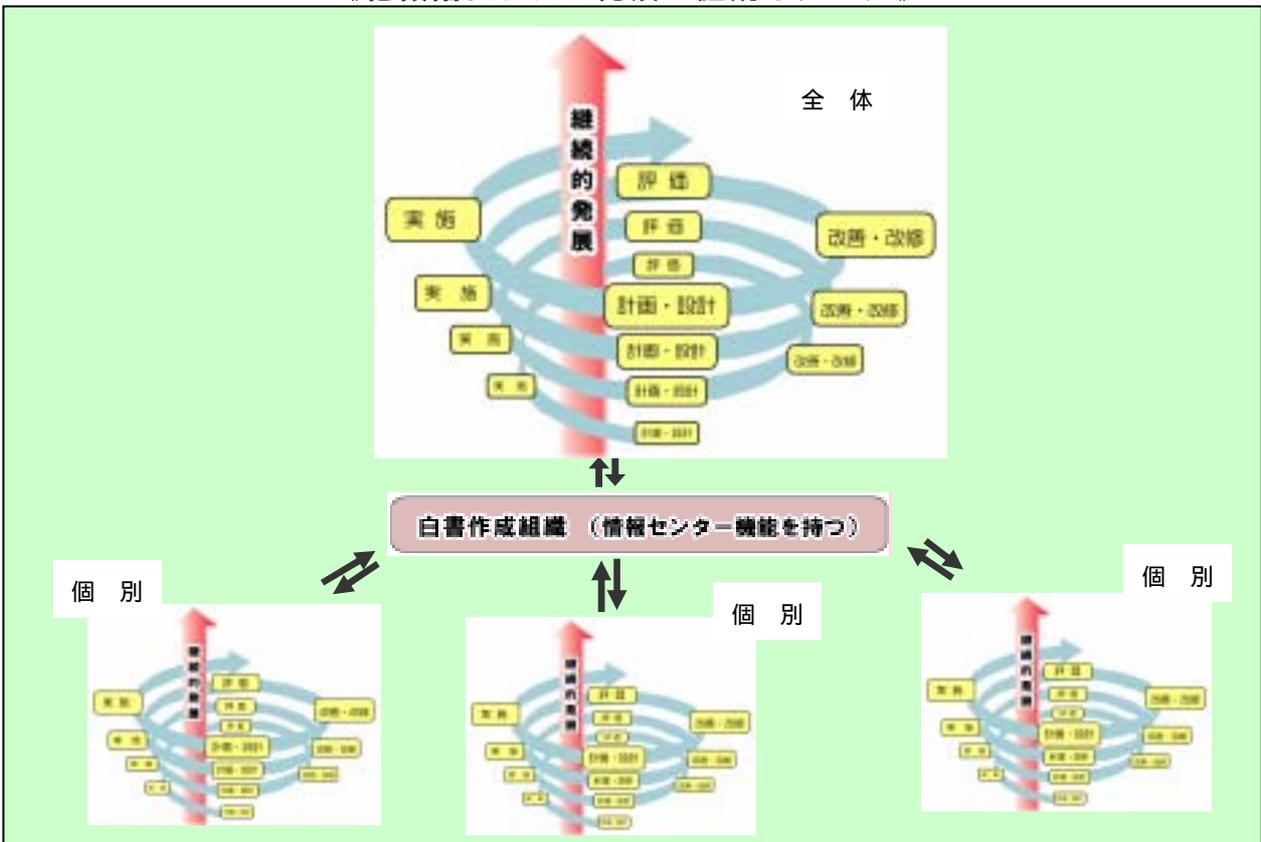
〈個別の発展イメージとその全体への反映イメージ〉



注) 概念図に文字で明示してはませんが、例えば、「計画・設計に当たって、代替案を作成して比較評価する」、「実施の工法や材料の選択を吟味する」など、各段階の内部でも、常に評価と改善案の検討が行われるものと考えます。

なお、この確実な実施を誘導するため、市が行う整備に関し、市民参画で設計や整備を検討するモニター事業を行うことなどを、後述の「市民参画の機会の確保」に位置づけます。

〈他段階にわたる発展の継続イメージ〉



1) 可能な限り使いやすさを追求していくサイクルをつくります

- ・多様な人々が、本当に使いやすいと思える施設・生活環境を可能な限り追及するため、
個別プロジェクトレベル
「計画・設計」「実施」「計画・設計・実施の内容及びプロセスへの評価」
「評価を踏まえて、計画の内容や整備結果を改善」のサイクルを築く
他への反映
で得られた知見・技術を蓄積し、他に反映させる
上位計画や制度・基準等の見直し
 - ・ を踏まえ、必要に応じて、上位の計画や関連制度整備基準を見直すの全てを積み重ねつつ、一層の使いやすさをめざしていきます。

2) 多様な人々の参画・意見の取り入れと、相互交流を促進します

- ・計画・設計、実施、評価、改善の各段階で市民の参画を促し、多様な利用者ニーズと施設の使いやすさのギャップを埋め続けることで、「基準はクリアしたけれど、使いにくい」を着実に解消し、本当の使いやすさをめざします。
- ・また、市民参画の過程では、現場での参画者相互の交流を重視します。交流により、多様な人々が互いのニーズの違いを理解し、相互に歩み寄ることで、より多くの人々にとって使いやすい施設等ができていくものと考えます。
- ・さらに、市民参画の過程で得られた知見・経験を、市職員や事業者、市民の研修に反映させることにより、他の人にとっての使いやすさまで考えて、参画の場で意見を言うことができる人材を育てます。

3) 継続的發展プロセスを動かすための体制をつくります

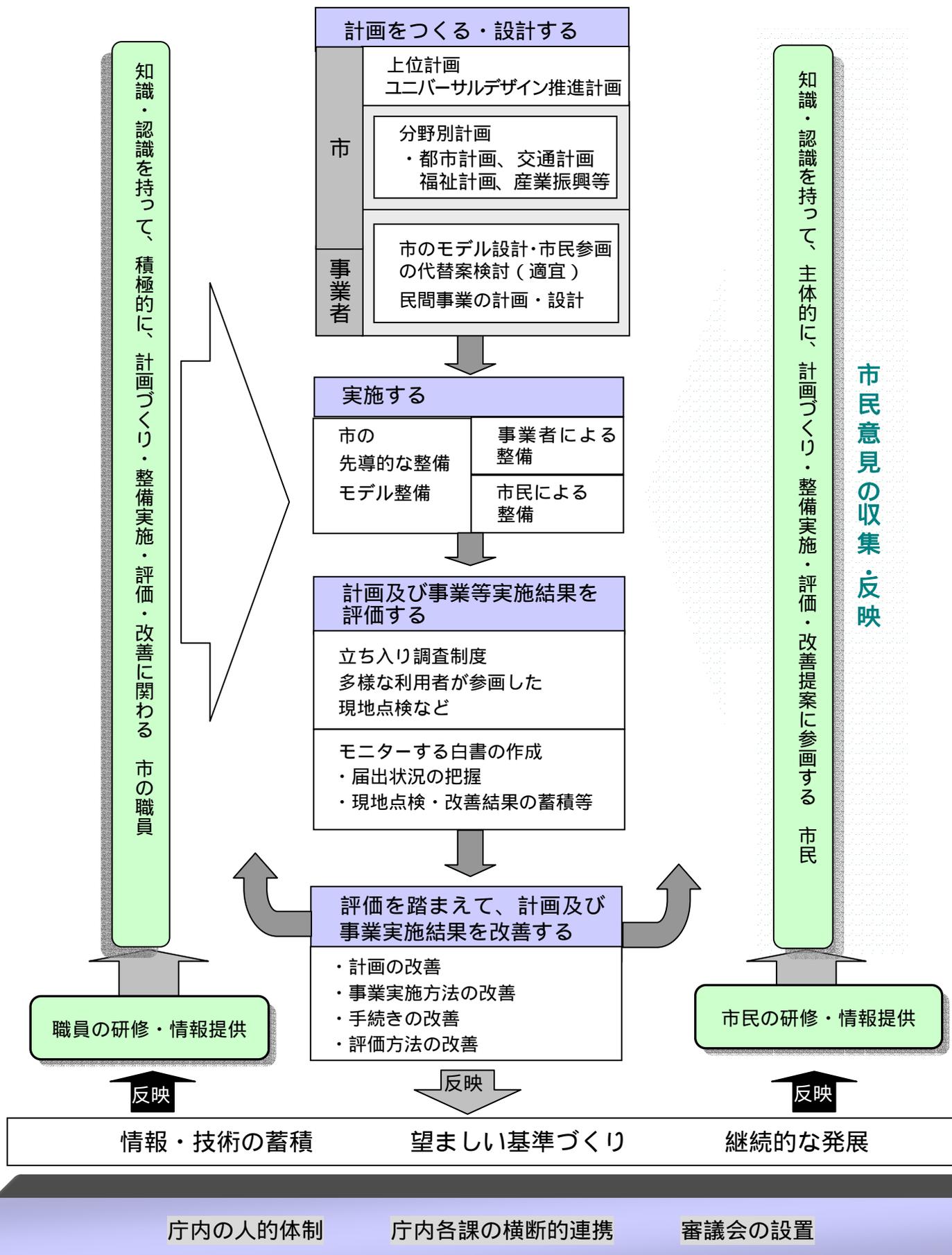
- ・継続的發展プロセスを動かすための体制として、以下を設けます。
庁内の人的体制の整備（例えば、施設のチェックに当たる人材の補充・研修など）
庁内の関係各課の横断的連携の確保（連絡調整会議の設置、担当課の創設など）
審議会の設置（学識経験者、事業者、市民、職員、関係機関からなる組織）

・さらに具体的に描くと、以下のとおりです。これらを条例に位置づけていきます。

《継続的に発展していく流れ》

市・市職員

市民



2. 計画・設計段階

(1) ユニバーサルデザイン推進計画の策定

- ・都市計画、交通、道路、福祉など、ユニバーサルデザインのまちづくりに関係する各課をまたがる「ユニバーサルデザインの推進計画」を策定することを市長（市）に義務づけます。
- ・内容には、「目標像・整備目標値」「取組みの方向」「目標実現に向けての主要施策」などを含むと考えます。
- ・策定に当たっては、市民、事業者、関係団体の意見を計画に反映させるための措置をとるよう義務付けます。
- ・さらに、審議会による定期的な見直しも義務付けます。
- ・なお、施設面のまちづくりとそれを推進するためのしくみを扱った同様の計画の例としては、練馬区の「福祉のまちづくり総合計画」や江東区の「やさしいまちづくり推進計画」などがあります。



(2) 市の分野別計画へのユニバーサルデザインの視点の取り入れ

- ・「総則」の「市の責務」に、「市は、都市・交通計画をはじめ、あらゆる市の計画や事業を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする」ことを定めます。

(3) 事業者が行う施設整備への反映

- ・「誰もが使いやすいまちづくり」で、建築物、道路、公園等、施設について、整備基準に適合させる義務（一部努力義務）を定めます。

2 . 計画・設計段階

(1) ユニバーサルデザイン推進計画の策定

【条文にした場合の例】

市長は、ユニバーサルデザインのまちづくりの総合的・計画的な推進を図るため、その基本となる計画「推進計画」を策定しなければならない。

推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ・ 目標（目標像・数値目標）
- ・ 施策の方向
- ・ 主要施策
- ・ ユニバーサルデザインの継続的・計画的な推進のために必要な事項

市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び関係団体の意見を反映するための措置を講じなければならない。

推進計画は、審議会で定期的に見直すものとする、

上記2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(2) 市の分野別計画へのユニバーサルデザインの視点の取り入れ

【条文にした場合の例（総則の市及び市長の責務の再掲）】

市は、市民、事業者の参画・協働により、ユニバーサルデザイン化を継続的に発展を推進するための施策（計画・設計、実施、評価、改善の一連の施策）を講ずるものとする。

市は、上記各段階に市民の参画を促すために必要な施策を講ずるものとする。

市は、市民意見の聴取・反映のために必要な施策を講ずるものとする。

市は、都市・交通計画をはじめ、あらゆる市の計画や事業を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする。

市は、施設の新設又は改修などの事業実施の機会を捉えて、積極的にユニバーサルデザインの導入に努めるものとする。

市長は、市の職員をはじめ、市民の啓発・研修に努めるものとする。

(3) 事業者が行う施設整備への反映

【条文にした場合の例】

「 . 誰もが使いやすいまちづくり」の一般都市施設、特定施設等の整備に関する事項で、定めています。（ . 参照）

3. 実施段階

(1) 市施設の先導的・モデル的整備

- ・「 . 誰もが使いやすいまちづくり」の中に、「市の施設の先導的整備」を定めます。
- ・「総則」の「市の責務」に、「施設の新設又は改修などの事業実施の機会を捉えて、積極的にユニバーサルデザインの導入に努める」努力義務を定めます。

(2) 事業者の主体的・積極的な整備

- ・「総則」の「事業者の責務」に、「利用者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮して事業を実施するものとする」「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・実現主体としての自覚をもち、自主的にユニバーサルデザインのまちづくりに係わるものとする」ことを定めます。

3 . 実施段階

(1) 市施設の先導的・モデル的整備

【条文にした場合の例（市施設の先導的・モデル的整備の再掲）】

市は、自ら新設・改修する一般都市施設を、整備基準に適合するのみならず、より使いやすい施設となるよう市民意見を取り入れながら、率先して他の模範となるような整備に努めるものとする。

【条文にした場合の例（総則の市及び市長の責務の再掲）】

市は、市民、事業者の参画・協働により、ユニバーサルデザイン化を継続的に発展を推進するための施策（計画・設計、実施、評価、改善の一連の施策）を講ずるものとする。

市は、上記各段階に市民の参画を促すために必要な施策を講ずるものとする。

市は、市民意見の聴取・反映のために必要な施策を講ずるものとする。

市は、都市・交通計画をはじめ、あらゆる市の計画や事業を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする。

市は、施設の新設又は改修などの事業実施の機会を捉えて、積極的にユニバーサルデザインの導入に努めるものとする。

市長は、市の職員をはじめ、市民の啓発・研修に努めるものとする。

(2) 事業者の主体的・積極的な整備

【条文にした場合の例（総則の事業者の責務の再掲）】

事業者は、利用者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮して事業を実施するものとする。

事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・実現主体としての自覚をもち、自主的にユニバーサルデザインのまちづくりに係わるものとする。

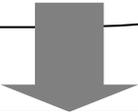
事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、積極的に他と協力・協働するものとする。

事業者は、事業に係わる者の啓発・研修に努めるものとする。

(3) 市民主体の整備 市民とのパートナーシップによる整備・支えあいの誘導

【委員から出された意見】

- ・既に、「道路点検隊」や「公園探検隊」、市民との協働によるヒヤリマップ、ホットマップづくり作成など、ソフトの取組みも行っている。こういった取組みを横につなげていくことも必要。



【委員意見を受けた、条例案の考え方】

- ・上記の意見は、個別バラバラの取組みをつないでいくことが必要というご意見ですが、老人会が主体的にマップづくりに係わったことは、市民と行政のパートナーシップによる取組みの誘導の萌芽といえます。
- ・このような市民主体の取組みを誘導していくためには、練馬区で行われている「福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業」のように、市民発意の提案に対し、金銭面の支援を行うことにより実施を誘導するしくみも、有効と考えられます。
- ・なお、前述の「市民の責務」の中で、自らも「まちづくりの推進主体としての自覚をもって係わるべき」ことを市民にも求めています。

(事例) 練馬区福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業

**まちを笑顔にする
区民のアイデア 提案募集!**

平成19年度 福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業
はじめの一歩助成部門・パートナーシップ活動助成部門 企画提案公募の受付

1 はじめての一步 助成部門 助成額 5万円
2 地域活動 助成 助成額 100万円
3 設備整備 助成 助成額 100万円

募集期間
■応募受付期間 4月23日(月)～4月28日(土)
■募集受付日 3月24日(土) 午後4時～ 福祉福祉会館
4月4日(水) 午後1時～ 福祉福祉会館

問合せ先:練馬区健康福祉事業本部福祉部障害管理課
※平成19年4月から練馬区立社会福祉協議会
電話3993-1111(代表) FAX5904-1214
福祉のまちづくりホームページ <http://www.city.nerima.liaison.jp/shogoinfo/idea.html>

出典) 練馬区 平成19年度募集要項

(3) 市民主体の整備 市民とのパートナーシップによる整備・支えあいの誘導

【条文にした場合の例（総則の市民の責務の再掲）】

市民はユニバーサルデザインのまちづくりの推進主体としての自覚をもち、ユニバーサルデザインのまちづくりに自主的に係わるものとする。

市民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、積極的に他と協力・協働するものとする。

市民は、地域で支え合うことにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるものとする。

市民は、ユニバーサルデザインについての理解を深めるよう努めるものとする。

市長は、市民が主体的にユニバーサルデザインを推進する目的で提案した事業で、市長が適切と認めるものに対し、必要な支援を行うことができる。

4. 評価・点検段階

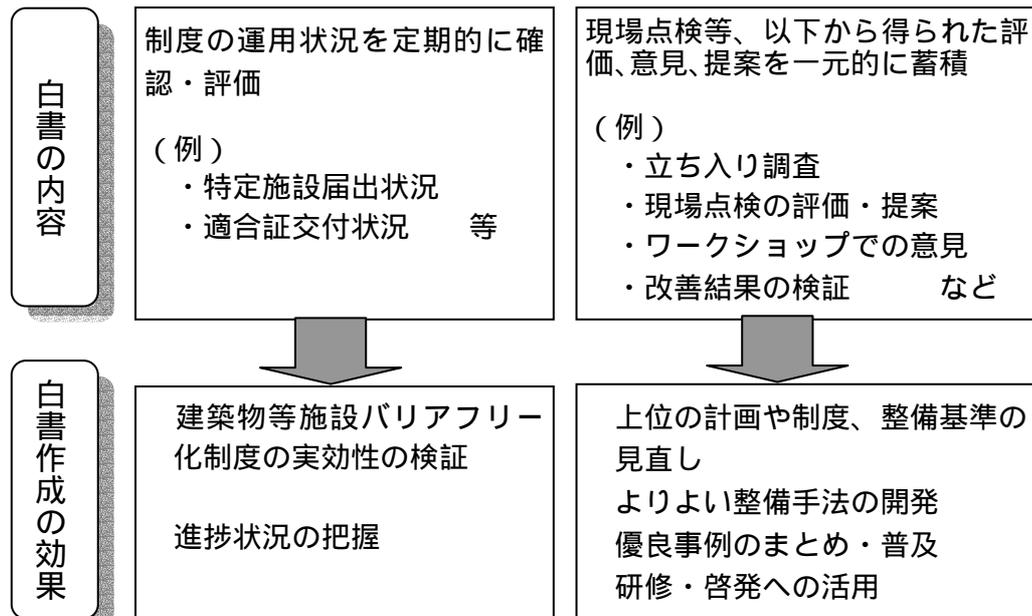
(1) 評価・点検の実施と結果の改善への反映

- ・評価・点検については、評価点検の実施とその結果の改善への反映を市長に義務づけることにより、市の評価・改善姿勢を市民や民間事業者に明確に打ち出すものとします。

(2) 白書の作成

- ・今回、要綱に基づく届出の状況を調査してはじめて、届出を出すべき施設の半数近くが届出ていなかったという事実が明らかになりました。制度をつくったらそれで終わりではなく、その「運用状況を定期的に確認・評価」しなければ、このように、制度そのものが形骸化する危険性があります。
- ・また、立ち入り調査や市民参画による現場点検、ワークショップで出された「評価」「評価・改善の過程で出された意見」「評価に基づいた改善提案」「優良事例」などの情報を一元的に蓄積し、提供する体制をつくれれば、個別プロジェクトで得られた知見を他に反映することができます。例えば、「上位の計画や制度、整備基準の見直し」「よりよい整備手法の開発」「優良事例のまとめ・普及による他事例への反映」「研修・啓発への活用」につなげることができると考えられます。
- ・このため、定期的な白書の作成を条例で義務付けます。
- ・また、白書を作成する組織の設置も義務付けます。この組織は必要事項の調査・とりまとめを行うとともに、その結果に基づいて、後述の審議会に「上位の計画や制度、整備基準の見直し」「よりよい整備手法の開発」を提案したり、他に情報提供を行ったりする役割を担うものとします。
- ・なお、詳細については、本条例に基づく推進計画に位置づけます。

白書の内容イメージと作成の効果



白書の作成を担う組織を設置 ~ 情報センター機能を有する ~

必要事項の調査及び取りまとめ、左記の検討、審議会への改善検討の提案、他への情報提供を行う

4 . 評価・点検段階

(1) 評価・点検の実施と結果の改善への反映

【条文にした場合の例】

市長はユニバーサルデザインのまちづくりを推進するために、市の計画・事業（施策）について継続的に評価・点検を行い、当該評価・点検の結果を、市の計画・事業（施策）に反映させなければならない。

(2) 白書の作成

【条文にした場合の例】

市長は、本条例に規定する建築物等施設の整備の状況と、市民参画による継続的な発展のしくみの運用成果を把握するとともに、上位の計画や制度の見直し、手法の開発、優良事例の普及、職員・市民の研修・啓発等に役立てるため、必要事項を備えた白書を定期的に作成しなければならない。

白書作成に必要な事項の調査のほか、調査結果を計画・基準等の見直し及び整備手法の改善の提言、情報提供を行うための組織を置く。

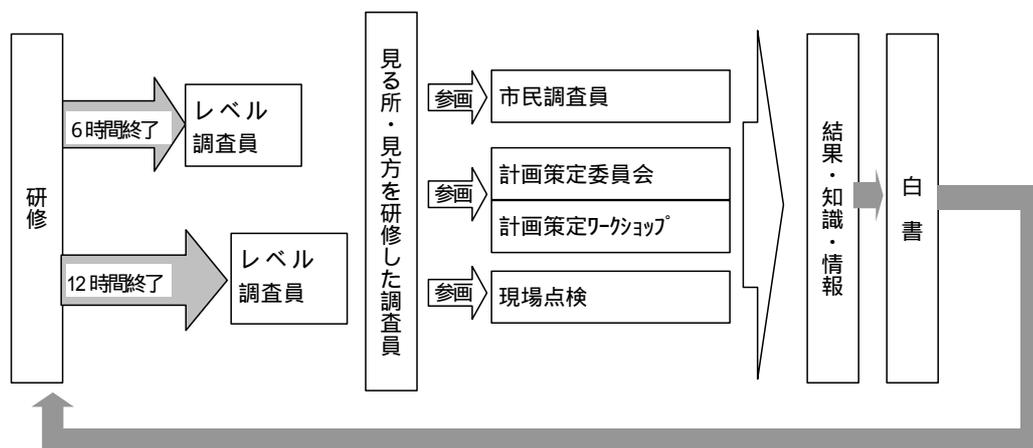
(3) 研修

【委員から出された意見】

- ・計画づくりや、施設の現場点検、まち歩き点検チェックなどに参画する人が限られている。能力・属性に限らず多様な人々にとって使いやすいということをめざすなら、より多様な人が参画できるようにすべきだ。
- ・自分にとって使いやすいかどうかという判断はできても、他の人にとってはどうなのか？例えば、車いす使用者と視覚障害者では、それぞれの使いやすさがあり、評価は違う。また、その場にいない人が求めているものは違う可能性もある。
- ・これまでの現場点検などで出てきた意見を積み重ねて、研修や学習会で報告する。そして、報告の蓄積を元に研修会を実施すれば、障害者も自分の立場を超えて建設的な意見を述べるができるようになる。また、研修によって一般の多くの人に施設の見方等を知ってもらうことによって、多様な人々の意見を代弁したり、改善策を提案したりできる人を育てることができればよいと思う。

戦略的な「人材育成」のための研修制度の提案（委員提案）

- ・一定時間研修を受けた人に修了書を出し、見方のレベルをそろえる。
- ・市民調査員を設ける場合は、修了証を持っている市民調査員に委嘱。交通費を支給するなどして、受講の促進と調査員の増加にもつなげる。



【委員意見を受けた、条例案の考え方】

- ・ほかの人の立場に立って、見るべきところを見ることができる、意見を言える人を日野市に増やしていくため、提案のあった研修制度について、今後検討を深めます。

(3) 研修

【条文にした場合の例】

市は、多様な人々にとって使いやすいまちづくりに関する、市の職員、事業者、市民の理解を深めるため、適切な研修機会を設けるよう努めるものとする。

また、市の職員、事業者の従業員や市民への研修については、前述の「市の責務」「事業者の責務」にも定めています。

【条文にした場合の例（総則の市及び市長の責務の再掲）】

市は、市民、事業者の参画・協働により、ユニバーサルデザイン化を継続的に発展を推進するための施策（計画・設計、実施、評価、改善の一連の施策）を講ずるものとする。

市は、上記各段階に市民の参画を促すために必要な施策を講ずるものとする。

市は、市民意見の聴取・反映のために必要な施策を講ずるものとする。

市は、都市・交通計画をはじめ、あらゆる市の計画や事業を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする。

市は、施設の新設又は改修などの事業実施の機会を捉えて、積極的にユニバーサルデザインの導入に努めるものとする。

市長は、市の職員をはじめ、市民の啓発・研修に努めるものとする。

【条文にした場合の例（総則の事業者の責務の再掲）】

事業者は、利用者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮して事業を実施するものとする。

事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・実現主体としての自覚をもち、自主的にユニバーサルデザインのまちづくりに係わるものとする。

事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、積極的に他と協力・協働するものとする。

事業者は、事業に係わる者の啓発・研修に努めるものとする。

5. 各段階における市民参画

(1) 市民意見の収集・反映

【委員から出された意見】

- ・歩道が車いすでの通行に適していないため、やむをえずに車道を通行してしまう箇所が市内にはある。こういった「市民が不便を感じている場所」について、気軽に市に伝えて、改善に反映してもらえるようなしくみがあるとよい。
- ・こういうのが困ったなあと思った場合、これらの声をひろい上げるしくみが必要だ。広報で、不便を感じる場所を聞いてみるなど、言いやすいきっかけづくりをしてもらいたい。

【委員意見を受けた、条例案の考え方】

- ・市民が困ったところについて、意見をいいやすい機会と方法の確保に努めます。現在、日野市では以下のような取組みが行われています。こういった取組みを発展させるなどにより、意見を言う機会を多く設けることを、市長の**努力義務**とします。

(現行の日野市の意見収集の取組み)

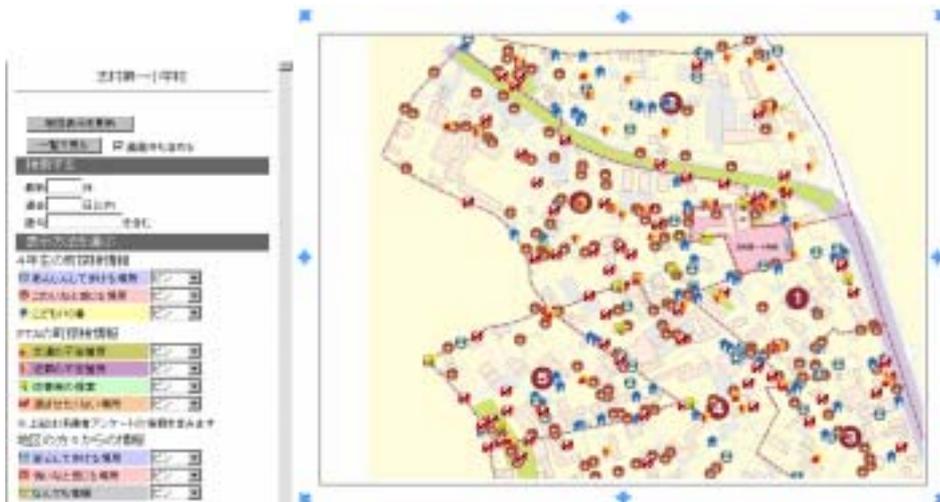
市政にひとこと：市役所の意見箱への意見投函 右記参照

市長相談：地域の問題解決のための相談会。議会月を除く、月1回開催。

市民討議会の開催：市民討議会 in ひの2007 ((社)日野青年会議所) 右記参照

- ・インターネットを利用する方の場合は、自由に書き込める掲示板やマップの活用も考えられます。

(事例) かきこマップ



- ・ワークショップの地域別連続開催「ワークショップキャラバン」などもあります。
- ・さらに、意見を述べやすいような配慮を**義務**づけるとともに、収集した意見・要望を反映させた改善策を講ずべきものとします。

5. 各段階における市民参画

(1) 市民意見の収集・反映

【条文にした場合の例】

市長は、ユニバーサルデザインに関する市民の施設整備・改善要望の収集に努めなければならない。

前項の市民要望の収集にあたっては、その方法等について、市民が容易に意見を述べやすいよう配慮しなければならない。

市長は、前項で収集した市民要望を反映した改善策を講ずるものとする。

事例) 市民討議会ちらし



Voice《市民討議 in ひの 2007》とは! 日野市をよりよいまちにするために、組織・世代を超えた集まった市民、市職員の有志が開催する新しい市民の話し合いの場です。

参加をお願いする封筒が届きましたら、ぜひご参加下さい。

私たちが創る 安全・安心できれいなまちについて

開催日 第1日目 11月17日(土) 第2日目 11月18日(日)
両日共 9時~16時

会場 多摩平の森 ふれあい館 (日野市多摩平2-9 JR中央線豊田駅より徒歩7分)
※高層方面からの送迎有り

参加者の決定方法

18歳以上の日野市民の中から無作為で抽出した1,000名の方に「参加のお願い」を送ります。(9月4日(火)発送) 参加を希望していただいた方の中から60人を抽選します。

※この試みは、(社)日野青年会議所と日野市の「市民討議 in ひの 2007 パートナーシップ協定」に基づき開催します。

※みなさまの情報は日野市個人情報保護条例に基づき、実施目的以外に使用いたしません。

問い合わせ先 **市民討議 in ひの 2007 実行委員会事務局**

☎ 042-582-2882 (社団法人日野青年会議所)
☎ 042-585-1111 (日野市企画部企画調整課)

市政にひとこと(投函カード)

市政にひとこと

日野市長 **馬場弘融** 行

このカードは、広く市民の皆さんのご意見やご要望・苦情などを聞かせていただき、市政にとり入れていくことを目的としています。

日頃、市民の皆さんが市政に対してお考えになられていることをお寄せください。

※ご連絡及び回答をさせていただきたいので下記欄にご記入ください。なお、個人情報は厳重に取り扱いますのでご安心ください。

住所	日野市
氏名	
電話	

※カードご記載後は、市政にひとことのポストへ投函してください。また、ご意見等は、市ホームページでも受け付けています。

日野市企画部市長公室市民相談担当

Tel585-1111(代) 内線 1600・1601・1602

ホームページアドレス <http://www.city.hino.lg.jp/>

(2) 市民参画の機会の確保

【委員から出された意見】

- ・「基準はクリアしたけれど、使いにくい」という施設が多く見られる。利用者にとって本当に使いやすい施設づくりをするには、利用者の意見を取り入れることが必要。
- ・使いやすさは、障害の種類、年齢など、人によって違う。互いの思いやりでこれらを調整していけるとよい。
- ・整備する人がちょっと気づくだけで、同じ設計でも利用しやすさがアップすることはありうる。点検の現場で利用者と交流すれば、気づくことも多いのではないか？

【委員意見を受けた、条例案の考え方】

- ・計画・設計段階や整備の現場等での意見交換することにより、事業者の気づきによる、本当に使いやすい施設の設計や整備の誘導
他者への理解を深めることによる、整備等に関わる利害の対立の調整が期待されます。
- ・そのため、あらゆる場面で参画機会を設けることを、市長への**努力義務**として定めます。具体的には、市民が建物に出向いて使いやすさを調査する「市民調査員」や、まち歩き点検、計画策定ワークショップ、設計検討ワークショップなどへの参画が考えられます。
- ・また、参画へのきっかけづくりとして、一般向けの交流機会（例えば、交流会・体験会など）の確保支援にも**努めるもの**とします。
- ・さらに、これらの参画機会の周知の**努力義務**も定めます。

《参画のしくみ》

市民参画・協働による 計画づくり	市民参画・協働による 施設設計、評価、改善	市民参画・協働による 助け合い・市民提案事業
市に関連する計画づくりに際し、できるだけ多様な市民の参画を促すしくみ	整備があるという情報を広く知らせ、整備内容を事業者と一緒に評価・検討するしくみ 整備後の特定施設を点検するしくみ 市民調査員、モニターなど	交流機会を通じて、互いの理解を深め、市民の自発的な活動を促すしくみ

市民調査員の類似例としては、江東区、豊中市などの実施例があります。また、現場での実験、利用者との意見交換の事例としては、日野市の取組みのほか、江東区の例や練馬区のモニター制度があります。

(2) 市民参画の機会の確保

【条文にした場合の例】

市長は、多様な人々が、施設の整備計画の内容の検討、整備済みの施設の使いやすさの評価と改善の検討に参画する機会を設けるよう努めるものとする。

市長は、前項の機会を設けた場合は、その機会について、十分な周知活動を行うよう努めるものとする。

市長は、ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、すべての人が互いに理解を深めるため、交流の促進について必要な支援に努めるものとする。

市民調査員の類似例としては、江東区、豊中市などの実施例があります。また、現場での実験、利用者との意見交換の事例としては、日野市の取組みのほか、江東区の例や練馬区のモニター制度があります。

(事例) 練馬区福祉のまちづくり 200 人モニター

ずっと住みたいやさしいまちを目指して
あなたも一緒に考えませんか？

**福祉のまちづくり200人モニター
第2期募集**



■福祉のまちづくりモニターの仕事
①福祉のまちづくりに関するアンケートの回答
②お住まいの地域の道路や施設の整備・改良工事の現地調査への同行、整備後の検証
③研修等への参加 ※任意
④その他福祉のまちづくりに関すること

■登録方法など
▽対象：
区内在住の高齢者、障害者、子育て中の方、また福祉のまちづくりに関心のある方
▽募集人数：100名（今年度）
▽任期：
要請の日から平成21年3月まで（2年間）
▽申込：
担当までモニター登録用紙をお送りください。
△その他： 謝礼はありません。



担当・問合せ： 練馬区福祉部地域福祉課
やさしいまち推進担当（区役所西庁舎3階）
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
電話3963-1111(代表) FAX3984-1214

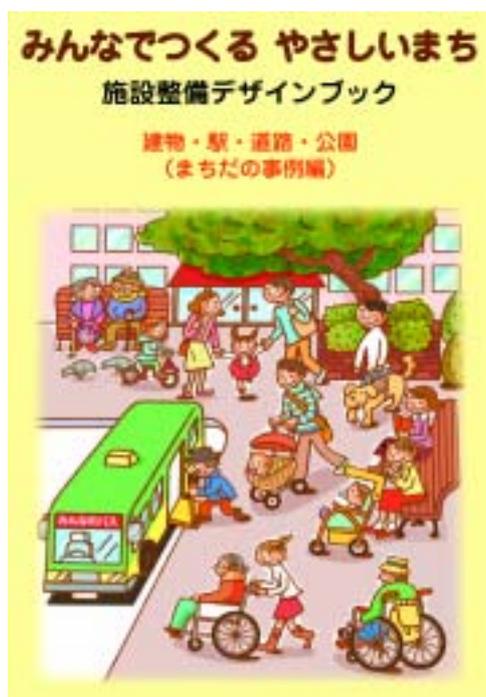
(3) 情報提供・啓発活動

- ・『日野市福祉環境整備要綱』で届出が半数近く出ていなかったのは、当要綱があまり知られていなかったためではないか？という指摘がありました。また、せっかく施設を整備しても、それを利用するための情報が不足していたために、あまり使われないということもあります。
- ・様々な場面で、情報は以下のような役割を果たすため、情報の提供の努力義務を市及び事業者に対して定めます。また、相互の情報提供・情報共有に努めると定めます。
- ・さらに、市民の関心を高めるために、啓発パンフレットの配布などの啓発活動を市長に義務づけるほか、プロモーション活動の展開への努力も求めます。

《情報の提供》

ユニバーサルデザインの施設整備を誘導するために
条例の存在と内容の周知を図る
事業者、建物所有者等、相手別のマニュアルやパンフレット、チェックシートをつくる
整備した施設を有効に利用するために
施設の利用やそこまでの移手段にかかわる、わかりやすい情報・情報入手手段の提供
継続的な発展のための取組みを円滑化するために
各段階における情報の相互提供：
・優良事例、問題点などの情報の共有と成果の普及
・評価のための情報の提供努力義務（白書作成にも寄与）
これまであまり関心のなかった人へもアプローチするために
啓発パンフレットの作成
ユニバーサルデザインへの関心を高め、理解を促すためのロゴ、キャンペーン、ポスター等の作成

(事例) 町田市のパンフレット



出典) 町田市ホームページより

(3) 情報提供

【条文にした場合の例】

市及び事業者は、一般都市施設の円滑な利用や施設までの移動を確保するために、必要な情報及びサービスの提供に努めるものとする。

前項に規定する情報の提供に当たっては、一般都市施設を利用するものが、容易に理解できるよう配慮するとともに、その情報の適切な管理に努めるものとする。

市、市民及び事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、相互に情報を提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

市、市民及び事業者は、白書を作成するために必要な情報の提供に努めなければならない

市長は、市民、事業者又は団体が行う先導的・模範的な取組みが、生活環境の整備の推進に資すると認めるときは、その成果の普及に努めなければならない。

(3) 啓発活動

【条文にした場合の例】

市長は、市民及び事業者が生活環境の整備について理解を深めるとともに、これらの者によるユニバーサルデザインのまちづくりに関する自発的な活動が促進されるよう、啓発活動その他必要な措置を講じなければならない。